

中河内二次医療圏域における在宅医療に必要な連携を担う拠点及び在宅医療において積極的役割を担う医療機関の設定等運用実施要領

1. 趣旨

この要領は、第8次医療計画で設定した「在宅医療に必要な連携を担う拠点（以下、「連携の拠点」という。）」及び「在宅医療において積極的役割を担う医療機関（以下、「積極的医療機関」という。）」に係る再設定及び辞退手続等について定めた「大阪府の在宅医療に必要な連携を担う拠点及び在宅医療において積極的役割を担う医療機関の設定等運用実施要領（以下、「府要領」という。）」の運用に関し、中河内圏域における円滑な運用を推進するために、大阪府と協議の上、必要な事項を追加するものとする。

2. 本要領の対象

本要領は、藤井寺保健所（中河内二次医療圏域に限る）・八尾市保健所・東大阪市保健所が所管する医療機関に対して適用される。

3. 再設定および辞退の手続き

府要領の3. 再設定及び辞退の手続き（2）積極的医療機関の場合の②の運用について、次のとおりとする。

- （1）申入のあった施設を管轄する連携の拠点及び保健所において事前協議を行う。
- （2）（1）の結果について、中河内在宅医療懇話会にて意見聴取する。
- （3）所管保健所から当該施設に意見聴取結果を送付する。
- （4）意見聴取の結果、再設定候補となる場合は、連携の拠点及び大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課在宅医療推進グループに連絡を行う。

4. 様式、その他

3. に定める手続きで使用する様式については、次のとおりとする。なお、様式について市域の判断により変更をする場合は、藤井寺保健所・八尾市保健所・東大阪市保健所の合意を得て行う。

- （1）中河内圏域 積極的医療機関選定フロー
- （2）（様式1）在宅医療における積極的医療機関に関する参加申入書
- （3）（様式2-1）積極的医療機関に関する連携の拠点の意見書依頼文
- （4）（様式2-2）連携の拠点の意見書
- （5）（様式3）積極的医療機関に関する結果通知

附 則

この要領は、令和6年8月30日から施行する。